公 示

公示第38号

「一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可申請、 譲渡・譲受、合併・分割及び相続の認可申請に係る法令試験の実施について」 の一部改正について

「一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可申請、譲渡・譲受、 合併・分割及び相続の認可申請に係る法令試験の実施について」(平成20年5月15日 付け公示第19号)の一部を別添のとおり改正したので公示する。

令和7年8月1日

東北運輸局長 吉田



公示第19号

平成20年 5月15日

一部改正 平成25年 3月19日

一部改正 令和 3年 6月15日

一部改正 令和 7年 8月 1日

公示

一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可申請、譲渡・譲受、 合併・分割及び相続の認可申請に係る法令試験の実施について

「一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可申請、事業計画変更認可申請等の処理方針について」(平成29年9月1日 公示第39号)における法令遵守事項の規定により、法令試験を実施することとしているところであるが、今般、法令試験の適切な運用を図るため実施方法等の見直しを行い、下記のとおり定めたので公示する。

平成20年5月15日

東北運輸局長 内藤 政彦

記

- 1. 試験を実施する許可等申請事案
- (1)一般貨物自動車運送事業(特別積合せ貨物運送をする場合を含む。以下同じ。) の経営許可申請(ただし、特定貨物自動車運送事業者が当該事業許可の廃止と 同時に、新たに一般貨物自動車運送事業の許可を取得する場合については除く。)
- (2) 一般貨物自動車運送事業の事業の譲渡・譲受、合併・分割(一般貨物自動車 運送事業の許可を取得している既存事業者が存続する場合は除く。)及び相続認

可申請

- (3) 特定貨物自動車運送事業の経営許可申請
- (4)特定貨物自動車運送事業の事業の譲渡・譲受、合併・分割(特定貨物自動車 運送事業の許可を取得している既存事業者が存続する場合は除く。)及び相続認 可申請

2. 受験者

受験者は、1申請に当たり1名のみとし、申請者が自然人である場合は申請者本人、申請者が法人である場合は、許可又は認可後、申請する事業に専従する常勤役員とする。

- 3. 法令試験の実施方法
- (1) 法令試験は、隔月で実施する。
- (2)初回の法令試験は、原則として許可申請書等を受理した月の翌月以降に実施 することとし、法令試験の実施予定日の前までに、実施予定日時及び受付時間 並びに試験時間、会場等を申請者あて通知する。

4. 受験者の確認等

当該申請に係る受験者は、試験当日の開始前に申請人本人(申請者が法人である場合は、許可又は認可後、申請する事業に専従する常勤役員)であることが確認できる運転免許証、個人番号カード、パスポート等を提示すること。

- 5. 出題範囲及び設問形式等
- (1) 出題の範囲(以下の法令等については、法令試験の実施日において施行されている内容から出題する。)
 - ①貨物自動車運送事業法
 - ②貨物自動車運送事業法施行規則
 - ③貨物自動車運送事業輸送安全規則
 - 4)貨物自動車運送事業報告規則
 - ⑤自動車事故報告規則
 - ⑥道路運送法
 - ⑦道路運送車両法
 - ⑧道路交通法
 - 9 労働基準法
 - ⑩自動車運転者の労働時間等の改善のための基準 (平成元年2月9日労働省告 示第7号)

- ⑪労働安全衛生法
- ⑩私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律
- (13)下請代金支払遅延等防止法
- (2) 設問方式
 - 〇×方式及び語群選択方式とする。
- (3) 出題数
 - 30問
- (4)試験時間
 - 50分とする。
- 6. 合否にかかる取扱い
- (1) 合格基準は正答数8割以上とする。
- (2) 合格基準に達しない場合は、翌々月に1回に限り再度の法令試験を受験できることとし、3.(2) に準じて通知する。
- (3)(2)の再試験において合格基準に達しない場合は、当該申請を却下処分とする。ただし、当該申請についての取下の願い出があった場合は、この限りではない。
- (4) 4. による受験者の本人確認ができない場合、または通知した試験終了時間 までに受付が行われなかった場合には合格基準に達していないものとみなす。

7. その他

- (1)参考資料等の持ち込みは不可とする。ただし、関係法令等の条文が記載された条文集を配付する。(当該資料は書き込み不可。試験終了後に回収。)
- (2) 試験当日、受験者は筆記用具を持参すること。
- 附則(平成25年3月19日公示第82号)

本取扱いは、平成25年5月1日から実施する。

本取扱いの実施前に改正前の公示に基づく法令試験を受験している場合は、改正後の公示に基づく法令試験の受験を再試験とみなす。

附則(令和3年6月15日公示第33号) 本取扱いは、令和3年7月1日から実施する

附則(令和7年8月1日 公示第38号)

本取扱いは、令和7年8月1日から実施する。